

議事日程第5号

令和5年9月8日(金)

第1 発言取消しの件

第2 議案上程(議案第74号から第85号まで並びに報告第17号及び第18号)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第3 予算特別委員会設置、付託

第4 決算特別委員会設置、付託

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	沼田弘史
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

---

地方自治法第121条による出席者

市長 菅原広二 副市長 佐藤博

教 育 長	鈴木雅彦	監 査 委 員	鈴木 誠
総務企画部長	鈴木 健	地域づくり推進監 兼 防 災 監	八 端 隆 公
市民福祉部長	佐藤孝悦	観光文化スポーツ部長	佐藤雅博
エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉本一也	産業建設部長	湊 智志
建設技監	佐藤 透	企業局長	田村 力
企画政策課長	高桑 淳	総務課長	平塚敦子
財政課長	天野秀一	福祉課長	北嶋三世
介護サービス課長	船木晶子	生活環境課長	岩谷一徳
子育て支援課長	濱野浩孝	観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監 併任)
農林水産課長	夏井大助	建設課長	三浦 昇
病院事務局長	原田 徹	会計管理者	湊 留美子
教育総務課長	村井千鶴子	学校教育課長	笹 渕 美 穂
選管事務局長	(総務課長併任)	監査事務局長	目黒 一人
農委事務局長	船木聖徳	企業局管理課長	畠山隆之
ガス上下水道課長	薄田修一		

午前10時00分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

---

日程第1 発言取消しの件

○議長（小松穂積） 日程第1、発言取消しの件を議題といたします。

お諮りいたします。佐藤誠議員から、9月6日の本会議の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により発言取消申出書が提出されております。取り消すべき発言の内容としては、御配付しております発言取消申出書の下線部分を取り消したいとの申出があります。本件は、申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、佐藤誠議員からの発言の取消しの申出を許可することに決しました。

---

日程第2 議案第74号から第85号まで並びに報告第17号及び第18号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第2、議案第74号から第85号まで並びに報告第17号及び第18号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

初めに、鈴木総務企画部長の説明を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） おはようございます。

私からは、議案第81号字の区域の変更について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の10ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を下記の表のとおり変更するものであります。

変更する字の区域は、男鹿市五里合中石字月夜前及び字城ノ上の一部を男鹿市五里合中石字疋沢とするなど、10ページから19ページまでに記載しております25の字で、秋田県が施行しました五里合地区農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、同事業の施行区域内の字の区域を、整備後の区画に基づいた区域に変更するものであります。

なお、この効力は、地方自治法施行令第179条の規定により、土地改良法の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずるもので、換地処分の公告は、明年3月の予定と伺っております。

以上で説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、佐藤市民福祉部長の説明を求めます。佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤孝悦 登壇】

○市民福祉部長（佐藤孝悦） おはようございます。

私からは、議案第80号男鹿市立保育園の指定管理期間の変更について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の8ページをお開き願います。

本議案は、男鹿市立保育園の指定管理期間を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

管理を行わせる公の施設の名称は、議案に記載の7園であります。

次のページをお願いします。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人男鹿保育会 理事長 大淵宏道。

指定の期間は、「平成30年4月1日から令和6年3月31日まで」を「平成30年4月1日から令和7年3月31日まで」に変更するものであります。

提案理由は、船越こども園新築工事の工事期間が当初予定の「令和6年3月まで」から「令和7年2月まで」に変更になったことに伴い、指定管理期間を1年間延長するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、田村企業局長の説明を求めます。田村企業局長

【企業局長 田村力 登壇】

○企業局長（田村力） おはようございます。

企業局にかかる議案について御説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第79号和解及び損害賠償額の決定についてであります。

本議案は、本年1月、男鹿市北浦湯本の家屋において、所有者から冬期間の上水道の閉栓依頼を受け、企業局の委託業者が閉栓作業を行ったところ、止水栓が完全に閉まりきっておらず、今冬の寒波により屋内配管が凍結・破損し、家屋内で漏水が発生したことにより、家屋及び家財に損害を与えたことについて、和解し、及びその損害賠償額を定めるため、議会の議決を求めるものであります。

1、和解の相手方ですが、本日、議場で配付させていただいております議案第79号資料に記載のとおりでございます。

こちらの資料につきましては、本会議終了後、回収させていただきますので、お持ち帰りにならないようお願い申し上げます。

2、和解の要旨及び損害賠償額ですが、男鹿市は、相手方に対し、損害賠償として622万9,525円を支払う。

上記内容により、男鹿市と相手方の間には何ら債権債務がないことを確認する。というものでございます。

賠償額の内容としましては、建物の復旧工事で、壁や天井張り替えなど約500万円、残り約120万円につきましては、家電製品などの家財であります。

賠償金の支払いについては、524万7,130円を公益社団法人日本水道協会の水道賠償責任保険で対応、残り98万2,395円を今般の9月補正予算に計上し、賠償する予定としております。

以上で議案第79号の説明を終わります。御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） これより議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第79号から第81号までについては、御配付いたしております議案付

託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

### 日程第3 予算特別委員会設置、付託

○議長（小松穂積） 日程第3、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

さらにお諮りいたします。議案第82号から第85号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号から第85号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

---

### 日程第4 決算特別委員会設置、付託

○議長（小松穂積） 日程第4、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第74号から第78号までについては、委員会条例第6条の規定に基づき、議会選出監査委員を除く議員15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号から第78号までについては、議会選出監査委員を除く議員15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、決算特別委員会は、9月12日、午前10時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

---

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

休会の件

○議長（小松穂積） お諮りいたします。９月１１日から２１日までは議事の都合により休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、９月１１日から２１日までは議事の都合により休会とし、９月２２日、午後２時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

---

午前１０時１３分 散 会

## 議案付託一覧表

### 総務委員会

議案第81号 字の区域の変更について

### 教育厚生委員会

議案第80号 男鹿市立保育園の指定管理期間の変更について

### 産業建設委員会

議案第79号 和解及び損害賠償額の決定について

### 予算特別委員会

議案第82号 令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）について

議案第83号 令和5年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第84号 令和5年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第85号 令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）について

### 決算特別委員会

議案第74号 令和4年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第75号 令和4年度男鹿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第76号 令和4年度男鹿市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第77号 令和4年度男鹿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第78号 令和4年度男鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について